

与野スキークラブ内規

- 1 手当等
 - (1) さいたま市主催行事役員
一人2000円 1行事10000円限度
 - (2) スキーツアー講師
1人1日3000円昼食代を含む
リフト代実費
宿泊費実費
交通費実費但し、私事により自家用車を使用の場合片道分を補助する。
- 2 その他定めのない事項は、常任理事会にて決めることとする。
- 3 本内規の改正は、理事会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

付則

- この内規は、平成10年10月01日より執行する。
- この内規は、平成13年08月07日より改正執行する。
- この内規は、平成15年09月17日より改正執行する。
- この内規は、平成17年06月15日より改正執行する。